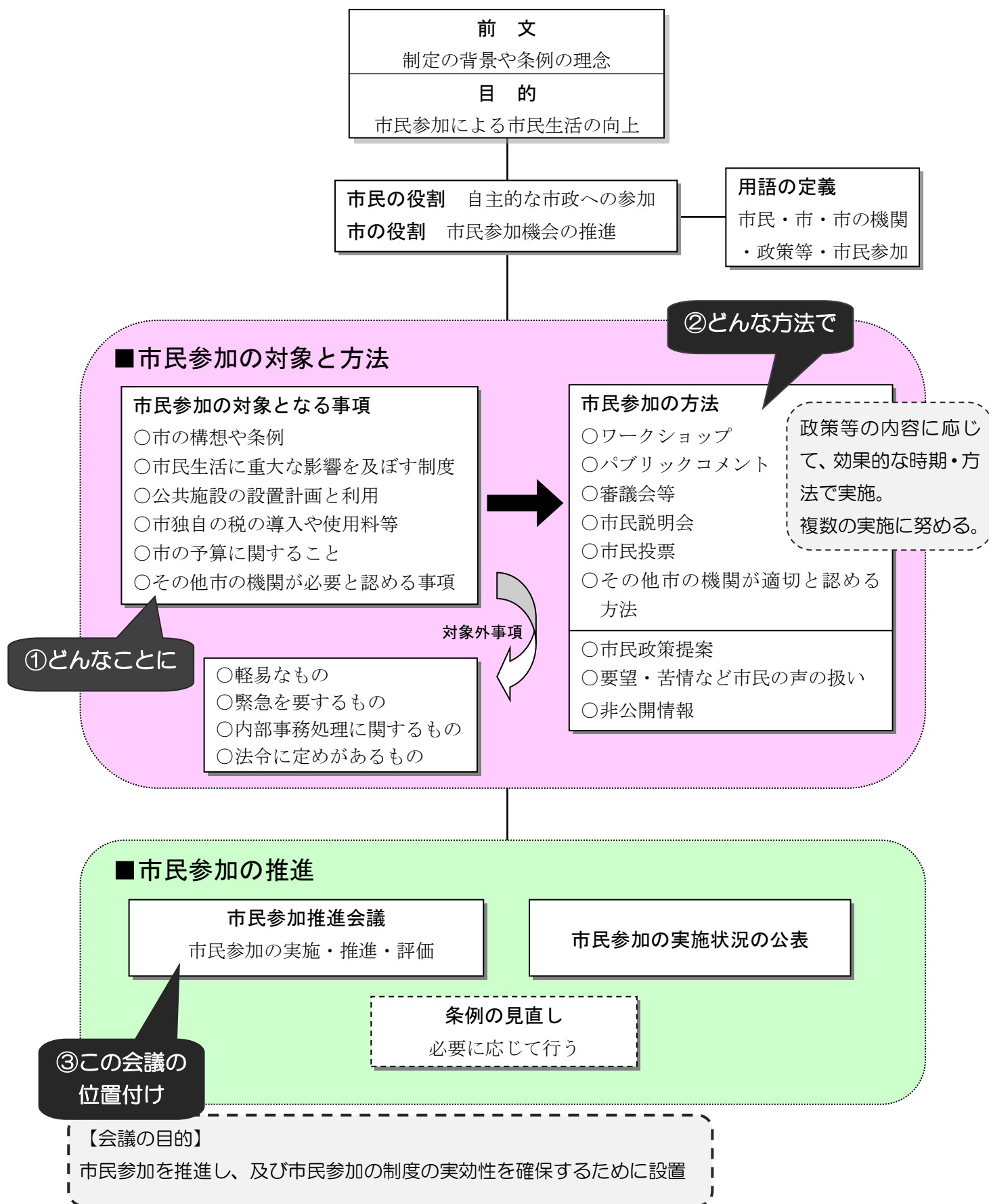


【市民参加条例の概要】



市民参加の方法

市民参加手続き	【目的】と実施するとき	実施方法
ワークショップ	【答申や提案を受ける】 複数の市民と一定の合意形成を図り、その意見の基本的な方向性を把握する必要があるとき	○比較的少人数で自由な議論や共同作業を通して合意形成を図る。 ○多様な意見が反映されるようメンバー構成に配慮する。 ○企画・立案の早い段階で実施。
パブリックコメント	【意見や意向を聞く】 広く市民の意見を反映させる必要があるとき	○対象事項の案及び資料を公表。 ○意見の提出期間は30日以上。
審議会等	【答申や提案を受ける】 専門的な意見及び市民の意見を反映させる必要があるとき	○委員は、男女比率、年齢構成、地域構成、在任期間、他の審議会との兼職に配慮し、できるだけ公募により選考。
市民説明会	【意見交換】 市民周知とその対象事項に対する複数の市民の意見を収集する必要があるとき	○一定の会場において、参加した市民に対して説明を行い、市民と市の機関、市民同士の意見交換を行う。 ○早い時期から中間の企画・立案過程に実施。
アンケート調査	【意見や意向を聞く】 市民の意見や意向、考え方を把握する必要があるとき	○無作為等で抽出した一定数の市民に調査票を配布し回答してもらう。 ○企画・立案の早い段階で実施。

※いずれの手続きも、実施後に実施内容や意見などの記録を公表する。

(北広島市市民参加推進会議)

第 15 条 市民参加を推進し、及び市民参加の制度の実効性を確保するため、北広島市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について審議します。

(1) 市民参加の実施に関する事項

(2) この条例の運用の評価に関する事項

(3) この条例及びこの条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程の見直しに関する事項

(4) その他市民参加に関する事項

3 推進会議は、委員 10 人以内で組織します。

4 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命します。

(1) 公募に応募した者

(2) 市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

5 推進会議の委員の半数以上は、公募により選考された委員とします。

6 推進会議の委員の任期は、2 年とします。ただし、再任を妨げません。

7 第 4 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者について前項ただし書の規定により再任をすることができる回数は、1 回とします。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

解 説

◆この条は、北広島市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)の設置並びに推進会議の組織及び運営についての基本的事項について定めたものです。

◇第 1 項について

- ・推進会議は、この条例に基づく市民参加を適切に推進するとともに、市民参加制度を北広島市にとって望ましい、実効性のある制度として作り上げていくため、市民参加の実施、この条例の運用の評価などについて審議するための第三者機関として設置するものです。
- ・推進会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関です。

◇第 2 項について

- ・この項は、推進会議の審議事項について定めています。

(1) 第 1 号について

- ・この条例に基づき実施される、市民参加の実施状況を検証し、市民参加の対象と方法について、審議します。

(2) 第 2 号について

- ・この条例に基づいて市民参加が適正に行われているかを検証するとともに、一定の評価基準を設けるなどして評価し、改善点やこの制度上での効果的な市民参加の進め方について審議します。

(3) 第 3 号について

- ・第 1 号、第 2 号の審議を踏まえ、必要のある場合はこの条例及び規則の見直しを審議します。
- ・条例の見直しについては、第 17 条で市長が行うことを規定しており、その附属機関としてこの条例の見直しについて所掌事項としたものです。

(4) 第4号について

- ・この号は、第1号から第3号まで以外で、市民参加の推進に関する事項を所掌事項としたものです。

◇第3項について

- ・推進会議の委員総数を10人以内としています。

◇第4項について

- ・「委嘱」は、第1号及び第3号に該当する者に対して行うもの、「任命」は、第2号の市の職員に対して行うものとしています。
- ・委員の構成は、様々な見地からの検討が必要なことから、公募委員、学識経験者ほか、市職員と幅広い構成としています。

(1) 第1号について

- ・「公募に応募した者」とは、推進会議が第9条の「審議会等」であることから、第9条第3項の規定により、「市内に住所を有する者」から公募に応募した委員をいいます。

(2) 第2号について

- ・「市の職員」とは、市民参加の実施に当たっては全職員の理解が不可欠であり、実施状況を十分踏まえた上で、市民と市職員が率直に話し合うことにより制度の実効性が高まり、市民参加の推進につながることから、市の職員から任命した委員をいいます

(3) 第3号について

- ・「その他市長が必要と認める者」とは、地方自治法、市民参加等について専門的な知識・経験を有する者や宗教学者、学校法人、医療法人、社会福祉法人、営利法人（会社）、特定非営利活動法人（NPO）、自治会等の関係者で、市長が委嘱する委員です。

◇第5項について

- ・市民の目線で、市民参加状況についての様々な角度からの意見が反映されることを期待し、公募委員を半数以上としています。

◇第6項について

- ・委員の任期は他の一般的な例にならって2年とし、再任をすることができるものとしています。

◇第7項について

- ・市職員の委員以外に再任制限を設け、2期（通算4年）を超えて連続して委員になることができないものとしています。これは、市民の多様な意見が反映されるように努める第9条第2項の趣旨をこの推進会議の運営に具体的に反映させることとしたものです。なお、市職員である委員については、いわゆる「充て職」となることから、再任制限は定めないこととしています。

◇第8項について

- ・推進会議の組織及び運営については、規則第8条に規定しています。

■北広島市市民参加条例施行規則(抜粋)

(推進会議の組織及び運営)

第8条 条例第15条第1項に規定する推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

4 推進会議は、会長が招集します。

5 会長は、推進会議の会議の議長となります。

6 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

7 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。